

I. 事実の概要

被告人Xは、Aに対して恨みを持っていたため、妻と共謀して、深夜2時頃、Aが所有する自転車(以下「本件自転車」)にガソリン約1.45Lをかけこれにライターで点火して放火した。本件自転車は、幹線道路を挟んで農協の建物に隣接する駐車場に駐輪されており、本件自転車から西側へ2mの位置に別の自転車が駐輪されていた。さらに西側へ15mの位置に自動車が駐車されていた。また、本件自転車から東側へ7.4mの位置にタイヤやテレビ等を含む不法投棄されたごみが約100kgおかれていた。そして、ゲートボール場兼公園が駐車場に隣接していた。

なお、本件自転車が駐輪されていた場の半径50m以内に住宅はない。

II. 問題の所在

建造物に延焼する危険がない場合にも「公共の危険」があるといえるか。110条1項にいう「公共の危険」の意義が問題となる。

III. 学説の状況

限定説：「公共の危険」を、108条・109条1項物件への延焼の危険とする説¹

非限定説：「公共の危険」を、不特定または多数人の生命・身体・財産に対する危険とする説²

IV. 判例³

<事実の概要>

被告人が、学校の校舎屋上で、屋上の出入り口をふさぐように多数の机、いすを並べてガソリンと灯油を混合した液体を振りかけて放火したという事案。

<判旨>

「(刑法110条にいう公共の危険とは、)不特定または多数人をして刑法第108条、第109条の物件に延焼し、その他、人の生命身体財産に損害を及ぼすような結果を発生すべき恐れがあると思わせるに相当な理由がある状態(を指す)」

V. 学説の検討

1. 限定説は、108条・109条1項物件への延焼の危険によって不特定・多数人の生命・身体・財産に対する危険を肯定することができることをその理由とし、故意犯として処罰に値するのは、不法に、特に住宅などに延焼する危険を帯びた態様で焼く意思で点火する場合に限るとするが、本条の「公共の危険」について、その侵害対象を特に建造物等に限定しなければならない合理的理由は見いだせない。よって、限定説は妥当ではない。

¹ 西田典之『刑法各論[第6版]』(弘文堂,2012年)309頁。

² 林幹人『刑法各論[第2版]』(東京大学出版会,1999年)328頁。

ただし、「財産」につき、藤木英雄『刑法各論』(有斐閣,2004年)88頁。

³ 東京高裁昭和48年7月6日判決 高検速報1959号26頁。

2. 他方で、108条・109条1項物件以外の財産に延焼して火力による脅威を及ぼすおそれのある状態を生じさせた場合等には、いくら現に建造物に延焼しなかったからといって110条1項の成立を否定すべきではない。よって、非限定説が妥当であるといえ、検察側はこれを採用する。

IV. 本問の検討

1. Xが刑法108条、109条1項に規定する物以外の物たるAの所有する自転車にガソリン1.45Lをかけ点火し放火焼損させた行為につき建造物等以外放火罪(110条1項)が成立しないか。

2. そもそも、建造物等以外放火罪(110条1項)は具体的危険犯であり、同条の成立には法文上「公共の危険」の発生が必要である。そこで「公共の危険」の意義が問題となる。

ここで検察側は非限定説をとるところ、公共の危険とは、不特定又は多数の生命、身体、財産に対して、具体的な危険が認められる状態をいう。そして具体的な公共の危険が発生したか否かは、具体的事案における客観的危険性を基礎に、一般人をして、当該放火により不特定または多数人の生命・身体・財産に対して侵害が生じるおそれがあると思わせるに相当な理由がある状態に至ったか否かにより判断すべきである。

3. これを本問について検討すると、Xはガソリン1.45Lに点火していることからそれだけでも相当な火が燃え上がることは明らかであり、本件自転車から西側に2mという極めて近い距離には別の自転車が停めてあり、また、15m先にも自動車が停車してあり、当然この自動車にはガソリンも入っているであろうことから、風などの影響により本件自転車の火がこれら不特定の人々の財産に燃え移るおそれがあるといえる。さらに、自動車よりも近い東側に7.5mという至近距離に100kgもの大量のごみが捨てられているが、これは不法に投棄されたものであるから一般のゴミ集積場のように周囲を囲む構造物は存在しないと考えられ、加えて、その内容物はタイヤやテレビといった燃焼性の高いものであり、不法投棄物であることからそこにはフロンなどのガスを含んだ物が存在することも十分に考えられる。そうだとすれば、本件自転車の火が燃え移り、爆発炎上し幹線道路を挟んだ農協の建物や駐車場の反対側に隣接する公園にまでその火の手が回るおそれもある。特に公園はその性質上、芝や樹木など燃焼性の高いものが多数存在することが考えられる。そのような状況においては一般人から見ても不特定の人々の財産に侵害が生じる危険性は高いと考えられ、「公共の危険」は発生したといえる。

4. したがって、Xの行為に対して建造物等以外放火罪(110条1項)が成立する。

VII. 結論

Xは110条1項の罪責を負う。

以上